

農業所得を申告される方へ

農業所得の申告は、農畜産物を出荷・販売している方が対象となります。自家消費のみの場合は、申告の必要はありません。

農業所得の計算は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。

収支計算には、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要です。※平成26年1月から、事業や農業、不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。町県民税の申告のみの方もすべて対象です。

賃耕料・小作料等支払明細書の提出

賃耕料や小作料の支払いがあり、控除の対象とされる方は、支払明細書を作成のうえ、平成29年1月13日(金)まで税務出納課町民税係(4番受付)に提出くださるようご協力をお願いします。

平成 年分賃耕料・小作料等支払明細書(個人別)				
支払を受ける者 住所 氏名	種別	面積等	支払金額	必要経費
			円	
			円	
			円	
摘要				
支払者 住所 氏名				

賃耕料・小作料等支払明細書は平成29年1月13日(金)まで提出してください。

■対象となる賃耕料・小作料

①賃耕料

個人間での農作業(耕うん・代かき・育苗・田植え・稲刈りなど)の委託料です。※機械利用組合、ライスセンター、カントリー組合、育苗組合、農事組合法人などの利用者は、申告相談の際に利用料の明細をお示しください。

②小作料

農地の賃借料です。(米などの現物支払いを含みます) ※J A農地保有合理化事業での賃借料は、提出する必要はありません。

支払明細書が必要な方は、税務出納課町民税係(4番受付)にお越しください。

土地改良・水利組合の方へ

土地改良・水利組合に加入の方が、申告の際に賦課金を控除の対象とする場合、その金額を計算するため、組合から事前に収支計算書、賦課金内訳書などの書類の提出が必要です。

昨年まで提出いただいた組合には今年もお送りしましたが、新たに提出する組合は、税務出納課町民税係より用紙をお受け取りください。

忘れずにご確認を！

申告相談の日程について

申告相談の日程は広報しらか1月12日号でお知らせします。指定された日時をご確認のうえ、ご来場ください。

【問い合わせ】

税務出納課町民税係
☎ 8516132

固定資産税の課税について

―土地・建物などの評価・課税―

固定資産税は、町内にある土地、家屋、償却資産を毎年1月1日(基準日)現在で評価し、基準日時点の所有者に課税するものです。

税務出納課では現在、平成29年度の課税に向けた作業(土地の現況調査と評価、新增改築家屋の調査と評価など)を行っています。平成28年1月2日から平成29年1月1日までの期間で次に該当する固定資産を所有する方は、お手数でもご連絡をお願いします。

公平な課税をさせていたいただくためにも、ご協力をよろしく願います。

土地

■土地の現況(利用状況)が変わったとき

※住宅を取り壊して駐車場や資材置き場・空き地にしたり。

※山林や原野を造成して、宅地や駐車場・資材置き場にした。

家屋

■家屋(建物)に異動があったとき

※建物を新增改築した、取り壊したなど

(5月に送付しました「所有建物確認のお願い」などにより、すでにご報告いただいた方は、今回の連絡は必要ありません。)

償却資産

償却資産は、事業用資産の所有者に申告の義務があります。12月中旬に申告書を送付しますので、2月1日まで申告をお願いします。平成28年中に新たに取得された方、または今までに申告されていた方で申告書が届かない場合はご連絡ください。申告書などを送付します。

【問い合わせ】

税務出納課資産税係
☎ 8516133